

『納付月と金額を指定して納付（年単位拠出）』の概要

新規加入時用

および書類「加入者月別掛金額登録・変更届」の記入要領

ご希望のお客さまのみ
ご利用ください。

掛金は、『毎月定額で納付する』以外に、任意に決めた特定の月にまとめて納付することや特定の月だけ増額して納付することができます。このように『納付月と金額を指定して納付』することを確定拠出年金制度では、【年単位拠出】といいます。

第2号被保険者の方はご注意ください

企業年金制度に加入している第2号被保険者（会社員・公務員等）の方は、『納付月と金額を指定して納付』を選択することはできません（この手続きはご利用いただけません）。

1 年単位拠出のしくみ

「年単位拠出」では、拠出単位期間（1年間）の中で、1回分の掛金の拠出期間を任意に区分できます。これを拠出区分期間といい、拠出区分期間ごとに、いくら（金額）納付するかを決定します。

拠出単位期間（引落月で1月から12月（掛金で12月分から翌年11月分）までの1年間）

拠出区分期間 1

拠出区分期間 2

拠出区分期間 3

引落月	1月 (前年12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
掛金納付例	0円	0円	0円	92,000円	0円	0円	69,000円	0円	0円	0円	0円	115,000円

上記例では、拠出区分期間1（4か月）で92,000円、拠出区分期間2（3か月）で69,000円、拠出区分期間3（5か月）で115,000円をそれぞれ納付しています。拠出区分期間ごとに掛金額の上限および下限が設定され、その範囲内で掛金額を決定する必要があります。

2 掛金の掛金限度額（拠出限度額）の考え方

掛金の納付を年単位で考えるため、掛金をいつ（納付月）、いくら（金額）納付するかによって月ごとの積立限度額が変わります。

例

拠出区分期間 : 3か月ごとに設定（引落月で3月、6月、9月、12月に積み立てる）

掛金額 : 50,000円 / 1回あたり

積立限度額 : 23,000円 / 月（最低拠出額 5,000円 / 月）

引落月	1月 (前年12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)	
①積立限度額	上限	23,000円	46,000円	69,000円	42,000円	80,000円	103,000円	126,000円
	下限	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	5,000円	10,000円	15,000円
②掛金額	0円	0円	50,000円	0円	0円	0円	50,000円	
③繰越額	23,000円	46,000円	19,000円	42,000円	80,000円	103,000円	76,000円	

翌年に繰り越してできません。

▶ 3月の積立限度額・掛金額・繰越額について確認しましょう。

①積立限度額	上限：当該月までの積立金限度額(上限)額の合計から、既に納付した掛金額を引いた金額 下限：拠出区分期間の月数×5,000円 例の場合 3月の積立限度額(上限)：(積立限度額 23,000円/月×3か月) - (掛金額 0円) = 69,000円 3月の積立限度額(下限)：(最低拠出額 5,000円/月×3か月) = 15,000円
②掛金額	積立限度額(上限)～積立限度額(下限)の範囲内で、1,000円単位の金額を設定します。 例の場合 3月の掛金額 50,000円は、15,000円～69,000円の範囲内のため納付可能です。
③繰越額	積立限度額(上限)と掛金額との差額は次月に繰り越します。ただし、翌年には繰り越してできません。 例の場合 3月の積立限度額 69,000円から、実際に納付した掛金額 50,000円の差額 19,000円を4月に繰り越します。 ※ 12月の差額（例の場合は 76,000円）は翌年に繰り越してできません。

3

納付月と掛金額の決定

『納付月と金額を指定して納付』には、次のような設定（例）が可能です。

※掛金額の指定は、加入月の翌々月からとなるため、加入月の翌月は必ず「0円」とする必要があります。

例1 特定の月（6月と12月引き落とし）だけにまとめて納付する。

- 加入月：4月
- 納付月：6月・12月（引落月）
- 積立限度額：23,000円/月
- 掛金額：納付月の積立限度額と同額

◀ 引落月ごと積立限度額・掛金額 ▶

引落月	4月	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
積立限度額	上限	23,000円	46,000円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	138,000円
	下限	加入月	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
掛金額		0円	46,000円	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円
繰越額		23,000円	0円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	0円

例2 毎月の納付は最低額で行い、特定の引き落とし月（6月と12月）に増額する。

- 加入月：4月
- 納付月：毎月（6月・12月は増額）（引落月）
- 積立限度額：23,000円/月
- 掛金額：5,000円/月（6月・12月は積立限度額と同額）

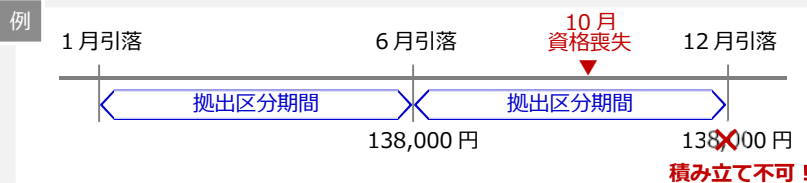
◀ 引落月ごと積立限度額・掛金額 ▶

引落月	4月	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
積立限度額	上限	23,000円	46,000円	23,000円	41,000円	59,000円	77,000円	95,000円	113,000円
	下限	加入月	5,000円	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
掛金額		0円	46,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	113,000円
繰越額		23,000円	0円	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円	90,000円	0円

4

「納付月と金額を指定して納付」する場合の留意事項

- 事前に、掛金の納付月と金額を指定して、国民年金基金連合会に届け出ておく必要があります。事前に届け出た納付月以外に納付することや届け出た金額と異なる金額を納付することはできません。
- 11月に加入を申し出る場合は、『納付月と金額を指定して納付』を選択することはできません。なお、『毎月定額納付』で加入し、お手元に「個人型年金加入確認通知書」が届いてから、改めて、掛金額区分の変更手続きを行うことで、選択が可能です。
- 掛金の前納・追納はできません。例えば、1月に1年分まとめて納付することや納付（引き落とし）できなかった月の掛金を後からまとめて納付することはできません。
- 掛金額の変更は、1月引落（前年12月分掛金）から12月引落（11月分掛金）までの1年間に1回だけ行うことができます。被保険者種別の変更等による限度額変更に伴って掛金額や拠出区分を変更される場合は、変更回数に含みません。
- 拠出区分期間の途中で資格喪失した場合は、当該拠出区分期間以降の掛金が積み立てできなくなります。



掛金額 138,000円を6月と12月の年2回積み立てる場合、10月に資格喪失すると、12月に納付（引き落とし）予定の138,000円全額の積み立てができなくなります。

※次ページ下部に掲載の「ご記入にあたってのご留意事項」もあわせてご確認ください。

5

手続方法（必要書類と記入要領）

「加入者月別掛金額登録・変更届」を「個人型年金加入申出書」とあわせて提出してください。

加入者月別掛金額登録・変更届(K-030)

納付月と掛金額を記入します。

- ▶記入にあたっては、次ページ以降の記入要領をご参照ください。

※『毎月定額納付』を選択した場合、「加入者月別掛金額登録・変更届」の提出は不要です。

個人型年金加入申出書

「5.掛金額区分」欄で『 納付月と金額を指定して納付します。』にチェック（）を入れてください。



※手続の詳細については、被保険者種別ごとの「個人型年金加入申出書」の記入要領をご参照ください。

「加入者月別掛金額登録・変更届」の記入要領 1

*ご不明な点は、ゆうちょ銀行確定拠出年金コールセンターまでお問い合わせください。

例1 特定の月（6月と12月引き落とし）だけにまとめて納付する。

- 加入月：4月
- 納付月：6月・12月（引落月）
- 積立限度額：23,000円/月
- 掛金額：納付月の積立限度額と同額

◀ 引落月ごとと積立限度額・掛金額 ▶

引落月	4月	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
積立限度額	上限 23,000円	23,000円	46,000円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	138,000円
	下限 5,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
掛金額		0円	46,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
繰越額		23,000円	0円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	0円

◀以下は記入例です。実際のご記入にあたっては、黒のボールペンを使用してください。▶

国民年金基金連合会 事務処理センター用

加入者月別掛金額登録・変更届

●必ず記入要件をご覧ください。●記入例です。●選択項目の□にはし点を記入してください。

1. 1. 申出者

フリガナ ネンキョウ イチロウ
氏名 年金 一郎
基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0
生年月日 昭和 49 10 06 平成

被保険者の種別
 第1号被保険者
 第2号被保険者
 第3号被保険者

2. 2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 7 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)		
2月26日引落 (1月分)		
3月26日引落 (2月分)		
4月26日引落 (3月分)		
5月26日引落 (4月分)		0
6月26日引落 (5月分)	46,000	46,000
7月26日引落 (6月分)		0
8月26日引落 (7月分)		0
9月26日引落 (8月分)		0
10月26日引落 (9月分)		0
11月26日引落 (10月分)		0
12月26日引落 (11月分)	138,000	138,000
合計		184,000

3. 3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 8 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0
2月26日引落 (1月分)	0
3月26日引落 (2月分)	0
4月26日引落 (3月分)	0
5月26日引落 (4月分)	0
6月26日引落 (5月分)	138,000
7月26日引落 (6月分)	0
8月26日引落 (7月分)	0
9月26日引落 (8月分)	0
10月26日引落 (9月分)	0
11月26日引落 (10月分)	0
12月26日引落 (11月分)	138,000
合計	276,000

注1 「納付済」欄については、「納付済」欄には記入しないでください。
注2 「掛金額」欄については、掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。

1 基礎年金番号

- 年金手帳または基礎年金番号通知書を参照のうえ、10桁の基礎年金番号をご記入ください。
- ご不明な場合は日本年金機構にお問い合わせください。
- 会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署でもご確認いただける場合があります。
- 00から始まる番号（確定拠出年金の加入者番号）ではありませんのでご注意ください。

2 当年の掛金額の指定

「当年【令和 年】」欄

- 必ずご記入ください。
- 当年とは、加入月の属する拠出単位期間（引落月で1～12月）を指します。

掛金額 欄

- 加入月以降で、掛金を納付する月に掛金額を、掛金を納付しない月には「0」円をご記入ください。

注1 掛金額は「加入月の2か月後の引落日」から指定することができます。加入月の翌月の欄には、必ず「0」円と記入してください。

注2 「12月26日引落（11月分）」の掛金額欄には、5,000円×拠出区分期間月数以上の掛金額を指定してください。「0」円は指定不可。

※この例では、加入月の翌月にあたる5月引落の欄に「0円」、加入月の翌々月にあたる6月引落の欄に5月分を含む「46,000円」と記入します。

※この例では、5,000円×6か月分（7月引落～12月引落）=30,000円以上、積立限度額以内の金額を記入します。

3 翌年以降の掛金額の指定

「翌年【令和 年】以降」欄

- 必ずご記入ください。

掛金額 欄

- 納付する月の掛金額欄に金額を記入してください。
- 当年の掛金額の指定と同じ内容で指定する場合も記入する必要があります。
- 掛金を納付しない月には「0」円を記入してください。

注1 納付済 欄
・記入不要です。

注2 この書類だけではお手続きできません。必ず、「個人型年金加入申出書」とあわせてご提出ください。

ご記入にあたってのご留意事項

- 資格喪失年齢到達月以降の月は、納付月として指定できません。

引落日	掛金額	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	23,000円	23,000円
2月26日引落 (1月分)	23,000円	23,000円
3月26日引落 (2月分)	円	23,000円
4月26日引落 (3月分)	円	円
5月26日引落 (4月分)	円	円

[当年]中もしくは[翌年]中に資格喪失年齢※に到達する場合は、資格喪失年齢到達月（資格喪失年齢の誕生日の前日が属する月）以降の月の「掛金額」欄には掛金額を記入しないでください。

※資格喪失年齢は、被保険者の種別によって異なります。
 第1号被保険者・第3号被保険者の方は60歳
 第2号被保険者の方は65歳

例1 第1号被保険者で60歳の誕生日が3月1日の場合
 誕生日の前日が属する月《2月分》以降は掛金額の指定ができないため、掛金額欄は空欄としてください。

例2 第1号被保険者で60歳の誕生日が3月15日の場合
 誕生日の前日が属する月《3月分》以降は掛金額の指定ができないため、掛金額欄は空欄としてください。

